

# 愛知県立知立高等学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

- 1 いじめは、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、未然防止に努めるとともに、早期発見と迅速な対応ができる指導体制を整える。
- 2 人間としての品位品格を高め、規範意識の醸成に努めるとともに、礼節と規律を重んじる生徒の育成に取り組む。全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校を作るために、教職員が一体となった継続的、組織的な取組を実践する。
- 3 学校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、安心・安全に生活できる学校作りを目指す。
- 4 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめ問題について学校、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- 5 いじめの問題への対応において、関係機関（警察、医療機関、法務局等）との適切な連携を図るとともに、平素から情報共有体制を構築する。

## II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「教育相談委員会」を設置する。

### (1) 「教育相談委員会」について

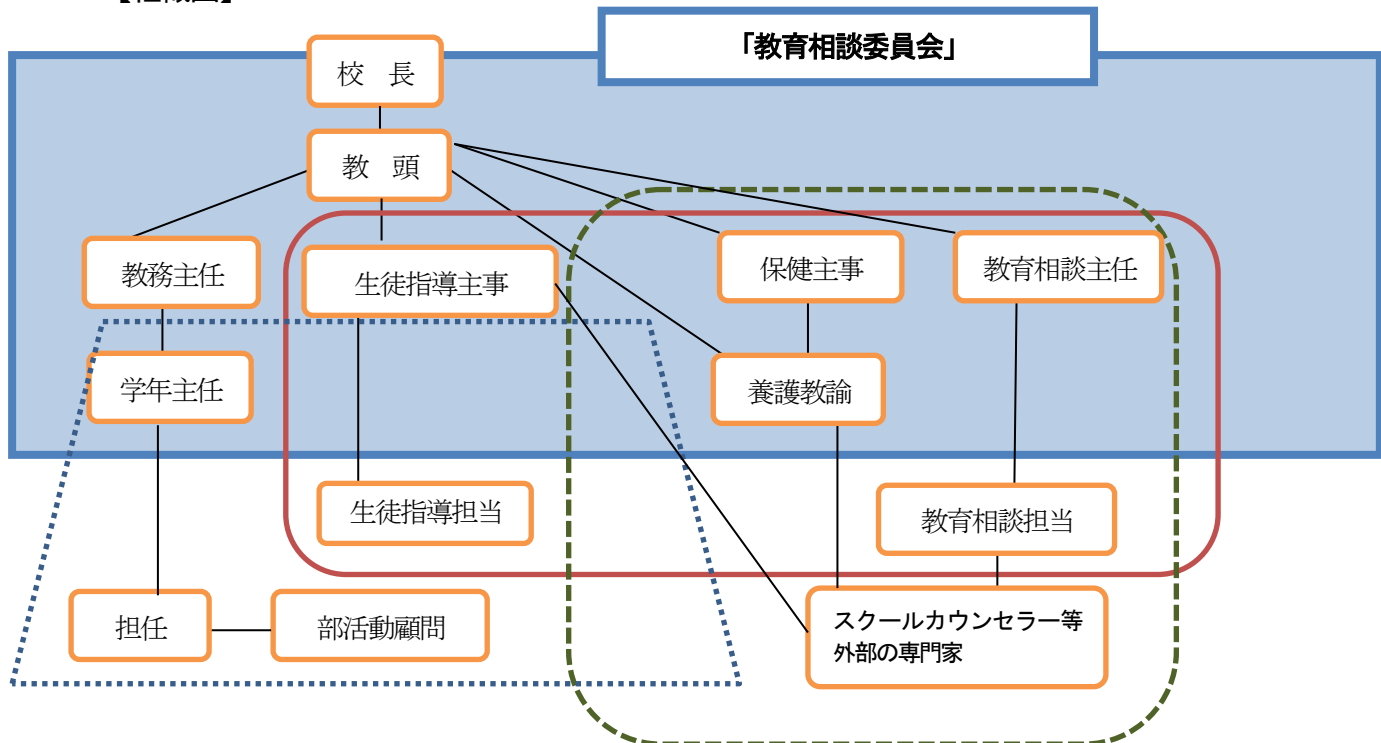
#### ア 委員会のメンバー




校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談主任、学年主任、  
養護教諭（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

#### イ 指導・支援チーム

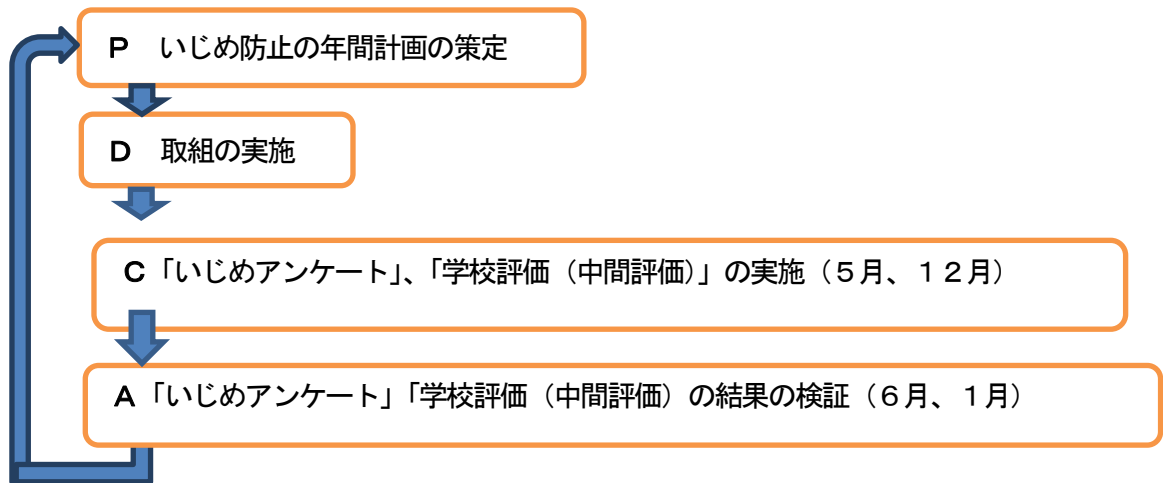
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



※ 、、 は、事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「教育相談委員会」の役割や機能等  
ア 取組の検証（PDCAサイクル）



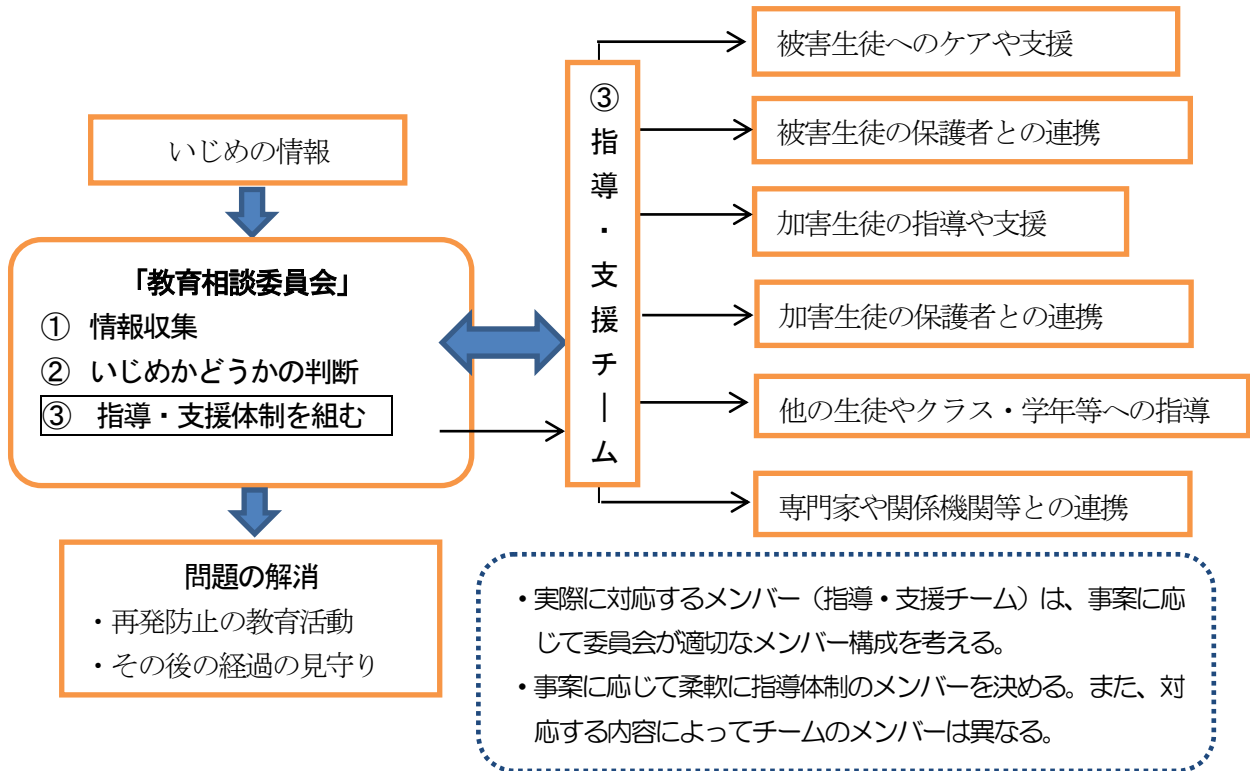
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「教育相談委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年2回「人権」をテーマとした講話を実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

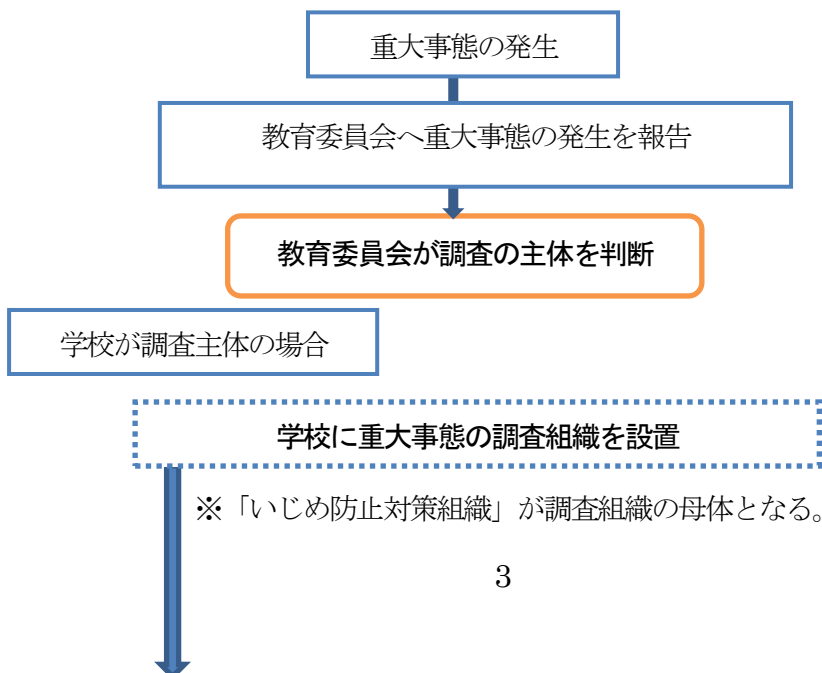
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応図」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「教育相談委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

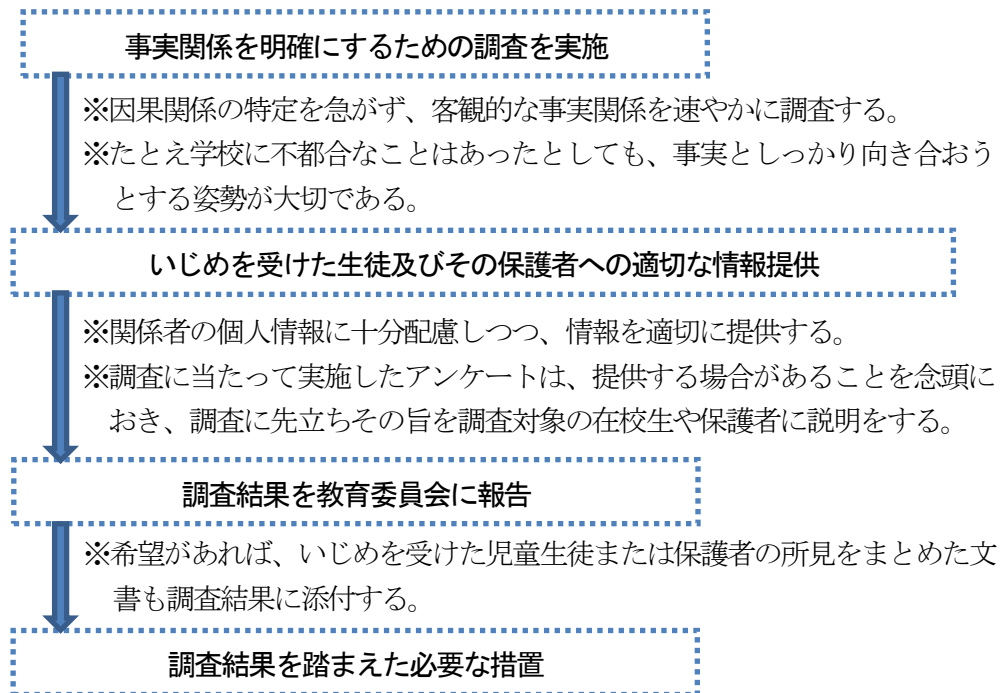
「重大事態対応図」

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。



### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「教育相談委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「教育相談委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない集団作りを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	教育相談委員会の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査実施(毎日)【全学年】保 ○相談室やSCの周知【全学年】 相・保 ○面接週間【全学年】学 ○OR合宿【1学年】学	○ケパ <sup>®</sup> 検査の実施 【全学年】相・保		
5月	○公開授業【全学年】総 ○現職研修①(特別支援教育)総	○いじめアンケート① 【全学年】相・指・保		○公開授業【保護者】
6月	○校内授業研修前期【全学年】総・科 ○公開部活動 生	○ケパ <sup>®</sup> 検査説明会 【全学年】相・保	○いじめアンケート 検証	
7月	○保護者会【全学年】学			○花いっぱい運動 【保護者】保
8月	○インターンシップ実施(2学年)進			○公開部活動
9月	○面談週間【全学年】 <sup>学</sup> ○公開授業【全学年】総		○中間評価→検証	○学校評議員への 学校行事の公開 ○文化祭バザー
10月	○校内授業研修後期【全学年】総・科 ○サイバー犯罪防止教室【全学年】指			
11月	○生徒アンケート実施【全学年】総			○保護者アンケート 実施【保護者】総
12月	○人権講話【全学年】指・相 ○現職研修②(人権教育)相 ○保護者会【全学年】学	○いじめアンケート② 【全学年】相・指・保		○学校関係者アン ケート実施 総
1月			○いじめアンケート の検証	
2月			○自己評価	○学校評価のまとめ
3月	○情報モラル講話【合格者説明会】指		○学校関係者評価の 結果を検証し、「いじ め防止基本方針」の 見直し	○学校関係者評価委 員会で重点目標検討 及び課題設定

教…教務部 指…生徒指導部 保…保健部 生…生徒会部 進…進路指導部 学…学年会 科…教科会  
総…総務部 相…教育相談部

## 【例②】いじめ防止等の取組に基づいたまとめ方

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○体験活動、インターンシップの充実【生徒指導部・進路指導部】</p> <p>○L Tの時間に道徳教育指導参考資料「明日を拓く」の活用した取組の実施（年3回→L T計画参照）【教務部・学年会】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→公開授業週間を設定（6月、10月）【教務部・教科会】</p> <p>○「心のアンケート」（いじめアンケート）の実施【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施【各学年会】</p> <p>○健康調査の実施【保健部】</p> <p>○生活実態調査の実施【教務部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権講話、映画鑑賞、クラス討論会、作文・標語づくり【生徒指導部・学年会】</p> <p>○情報モラル教育→7月、3月に講話【生徒指導部・教務部】</p>	<p>○年2回の公開授業、公開部活動の実施（年2回：6月、10月）</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開</p> <p>○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施（毎月10日：挨拶運動、5月：ゴミ0運動、9月：文化祭でのバザー活動等、11月：花いっぱい活動など）</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知（「相談だより」の発行…毎月1回）【保健部】</p> <p>○「意見箱」の設置（校内2か所）【生徒指導部・保健部】</p> <p>○「心のアンケート（いじめアンケート）」の実施（年3回…5月、9月、1月）【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施（年2回…4月、9月）【各学年会】</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの（2）エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照）【「いじめ・不登校対策委員会」・生徒指導部・保健部】</p>	

	<p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>		
<p>点検・検証・見直し</p>		<p>○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施（6月、12月）→その後、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」（9月）及び「自己評価」（2月）を行い、「いじめ・不登校対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会（3月実施）で「自己評価」の評価を行う。</p>